

《監査報告書》

学校法人みどり学園
理事会・評議員会 御中

平成29年5月25日

学校法人みどり学園

監事 一氏昭彦 

監事 新久保一美 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人みどり学園寄附行為第16条の規定により、平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の学校法人みどり学園の業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査に当たっては、理事長及び常務理事から学園運営状況等の事業報告及び会計執行状況の報告説明を受け、事業報告書及び計算書類の調査、重要書類の閲覧等の監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人みどり学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産の状況に関し、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また財産に関する計算書類即ち資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）は学校法人会計基準に準拠し、適正かつ正確に財務状態を表示しているものと認めます。

以上